

芦屋市次期生体認証システム構築業務に係る
公募型提案依頼書

芦屋市企画部市長公室 DX 行革推進課

実施要領

1 提案依頼の概要

(1) 件名

本提案依頼書による業務委託の名称は、「芦屋市次期生体認証システム構築業務」（以下、「本業務」という。）とする。

(2) 本業務の目的及び依頼内容

ア 目的

本業務は、顔等の生体情報を利用した認証が可能なシステムを導入し、セキュリティを確保しつつ本市職員の利便性向上を目的とする。

イ 内容

本提案依頼における範囲は、「提案依頼用仕様書」を参照すること。

(3) 実施形式

価格及び価格以外を総合的に評価し、決定する公募型提案方式とする。

(4) 公募型提案方式とした理由

生体認証システムを選定するにあたり、そのシステムのセキュリティの高さを確認することは避けられない。また、セキュリティが高いと言ってもそのアプローチの方向性は複数あると考えられ、一律に仕様で縛れるものではない。

これらのことから広く提案を募りセキュリティの高さが最重要課題であることを大前提としつつ、利便性とコストパフォーマンスを兼ね備えたシステムを選定するため、本提案依頼を行うこととした。

(5) 業務期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日

(6) 予定金額（上限額）

本業務の予定金額（上限額）は、14,877,000 円（税抜）であり、見積額がこの金額を超過した場合は失格とする。

また、次年度以降の保守運用業務については予定金額（上限額）を提示できないが、本業務の価格についての評価は、予定期間内（令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで）の保守運用費用を含めた全体費用を対象とする。（予算が議会で承認されることを条件として、今回提出された見積書の見積金額で保守運用業務の委託契約を締結するものとする。）このため、本年度に係る見積額（提案価格）とは別に次年度以降 5 年間の保守運用業務委託料の見積額も提示すること。（次年度以降 5 年間の委託料の見

積額については上記、上限額に含めない。) 保守運用業務委託料については、「提案依頼用仕様書」を十分留意の上で提案すること。

なお、履行期間末日までは構築業務の範囲としてサービスの提供を行うものとし、別途サービス料は発生しないものとする。

2 提案手続

(1) スケジュール

提案手続に関するスケジュールは提案方式スケジュールのとおりとする。

(2) 参加意思表明書提出

「参加意思表明書」に所定の内容を記入、押印の上、参加意思表明書提出期限までに芦屋市企画部市長公室 DX 行革推進課へ提出すること。

辞退する場合は、「辞退届」に所定の内容を記入、押印の上、参加意思表明書提出期限までに芦屋市企画部市長公室 DX 行革推進課へ提出すること。

なお、やむを得ず参加を辞退した場合においても、今後の指名等への影響はないことを申し添えておく。

(3) 質問受付及び回答

質問受付期限までに、DX 行革推進課（情報政策担当）(joho@city.ashiya.lg.jp) 宛に、別紙「質問回答票」にて送付すること。

本市が受けた質問および回答内容は、公平性、透明性を担保するため、その内容及び質問者の如何にかかわらず、芦屋市ホームページに公表する。

(4) 企画提案書及び見積書等の提出

企画提案書及び見積書は、「企画提案書・見積書提出期限」までに「2(5) 提出場所」へ持参又は郵送の上、提出すること。

提出物及び提出部数等は、企画提案書作成要領を参照すること。

(5) 提出場所

芦屋市企画部市長公室 DX 行革推進課

(6) 問合せ先

芦屋市企画部市長公室 DX 行革推進課

担当：上月

TEL：0797-38-2021

FAX：0797-34-6713

E-mail：joho@city.ashiya.lg.jp

(7) 一次評価結果通知

一次評価結果は、辞退者を除く全ての提案者に電子メールにより送信する。

また、一次評価の通過者には、併せて二次評価の時間帯を連絡する。二次評価の内容については、「3(1) 評価方法」を参照すること。

(8) 最終結果通知

最終結果については、先に全ての一次評価通過者に電子メールにより送信する。また、通知送信後、芦屋市ホームページに1か月間、審査結果を公表する。

3 評価方法

(1) 評価方法

受託者については、事前審査、一次評価及び二次評価によって決定する。

提案内容の評価は、公正かつ厳正に実施する。

本業務の見積価格については、「1(6) 予定金額（上限額）」に記載している予定金額以内であること。

評価については、下表のとおりとする。

段 階	種 別	対 象	評 価 者	概 要
参加資格 確認	・書類審査	参加意思 表明書提出 者	専門委員会	参加意思表明書提出者が参加資格 を満たすかを確認する。
一次評価	・事前審査	企画提案 書等提出 者	専門委員会	提出書類等一式に漏れや不備がな いかチェックする。
	・企業評価 ・提案内容 評価 (書類審査)	事前審査 通過者	専門委員会	企画提案書に基づき評価する。
二次評価	・ヒアリン グ評価 (面接審査) ・価格評価	一次評価 上位3社	専門委員会	本市からのヒアリングに対する回 答に基づき評価する。 提案内容とヒアリング回答が異な る場合は、二次評価の点数で調整 する。

(2) 配点

配点は下記のとおりとする。

評価基準については、別紙「評価基準表」のとおり。

ア 一次評価から二次評価までの点数により、総合点で業者を決定する。

イ 配点は、企業評価 100 点、提案内容評価 400 点、ヒアリング評価 100 点、価格評価 400 点とする。

(3) 参加資格確認

ア 対象

参加意思表示書提出者

イ 確認方法

参加資格条件と比較し、参加資格の有無を確認する。

(4) 事前審査

ア 対象

企画提案書等提出者

イ 評価方法

提出書類等一式に漏れや不備がないかチェックする。

(5) 一次評価

ア 対象

事前審査通過者

イ 評価方法

企画提案書等について書類審査を行う。

(6) 二次評価

ア 対象

一次評価上位 3 者

イ 評価方法

(ア) ヒアリングによる評価

二次評価者の中から、提案内容について、本市からの質問形式で行う。

ヒアリングは令和 6 年 11 月 18 日（月）午前又は午後 40 分（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 20 分）を各社とも予定している。なお、ヒアリングは録音する。

(イ) 価格評価

価格評価については平成 19 年（2007 年）3 月に、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において決定された計算式を用い、構築後 5 年間（60 か月）の保守運用費用も含めて評価する。なお、評価は全て税抜の見積額で行うこととし、保守運用業務に関連して発生する他業務受託者の作業費用については、本市負担とする。

$$\text{価格点} = \text{配点} \times \left(1 - \frac{\text{提案価格+5 年間（60 か月）の保守運用費見積額（※1）}}{\text{予定価格+5 年間（60 か月）の保守運用費見積額（※2）}} \right)$$

- ※1 価格評価に加える保守運用費見積額は、提案者の保守運用費見積額とする。
- ※2 予定価格に加える保守運用費見積額は、全提案者の保守運用費見積額のうち最高額とする。

(6) 失格事項

以下に示す事項に該当した場合、審査結果を待たずに失格になる場合があるので留意すること。

- ア 「企画提案書・見積書提出期限」に遅れた場合
- イ 提出書類に不足があった場合又は本書で定める事項に違反した場合
- ウ 当該案件に関して、本実施要領に定める以外の方法により、本市の職員に直接又は間接を問わず連絡を行った場合
- エ 「提案依頼交付開始日」から契約締結日までの間に、本市より指名停止等の措置を受けた場合
- オ 別紙「評価基準表」にある項目の提案内容評価について、1項目でも最低評価を行った選考委員が過半数を占める場合、又は、すべての選考委員の評価点の総合計が満点の60%未満である場合

4 その他

(1) 留意事項

- ア 企画提案書等提出を受けた資料は、提案者に返却しない。
- イ 提出された企画提案書等の全ての資料を受理した後の加筆及び修正は認められない。
- ウ 最優秀提案者を契約交渉の相手方として確定する。ただし、最優秀提案者との協議の結果、契約内容の履行がされないおそれがある場合又はその他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を契約交渉の相手方とできる。
- エ 運用保守業務の委託契約については、構築業務が良好に完了できたことを確認した後、別途、契約手続きを行うものとする。
- オ 原則として、本業務の提案価格で運用保守業務の委託契約を締結するものとする。

(2) 企画提案書等の取扱い

- ア 企画提案書等は、本提案依頼の手続における契約の相手方の候補者を選定する目的以外では使用しない。
- イ 企画提案書等の著作権については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、提出された企画提案書等について、芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）に基づく公開請求があった場合には、本市は同条例に基づき公開するものとする。また、本市が本提案依頼の結果の報告等に必要な場合は、その内容が無償で使用及び公表することができるものとする。
- ウ 企画提案書等は、本業務の契約の相手方を選定するために必要な範囲又は公開等

の際に複製を作成することがある。

エ 契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、本市が必要と認める場合には、本市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

以 上

評価基準表

審査項目	評価項目		評価の視点 【提出書類】	指標	配点
企業評価	企業能力	履行保証力	自己資本比率 【貸借対照表（写）】	25%以上	5
		瑕疵担保力	損害賠償保険の加入状況 【企業賠償責任保険加入証（写）】	5千万円以上	5
		業務実績	過去5年間における同種業務の実績 【履行実績届】	あり	20
		品質マネジメント	ISO9001の取得 【認証登録証明書（写）】	取得	5
		環境マネジメント	ISO14001の取得 【認証登録証明書（写）】	取得	5
		情報マネジメント	プライバシーマーク又はISO27001の取得 【プライバシーマーク登録証（写）又は認証登録証明書（写）】	取得	20
	地域貢献度	営業の拠点	本店の所在地 【競争入札参加資格申請書により確認するため不要】	芦屋市内	5
		業務実績	本市と契約書を交わした直近の案件の業務実績（過去5年間に限る） 【契約書（写）】	あり	5
	社会性	企業年金制度	企業年金制度導入 【企業年金制度導入に関する証明書（写）】	導入	5
		障がい者雇用状況	障がい者の雇用状況 【障害者雇用状況報告書（写）】	あり	5
		男女共同参画推進の取組	育児・介護休業、子供を持つ従業員向け時短制度又は中途退職女性復帰制度等の導入 【各事業者の制度概要（写）】	あり	5

		女性活躍推進の取組	えるぼし認定の取得 【基準適合一般事業主認定通知書（写）】	取得	5	
		子育てサポートの取組	くるみん認定の取得 【基準適合一般事業主認定通知書（写）】	取得	5	
		若者雇用促進の取組	ユースエール認定の取得 【基準適合事業主認定通知書（写）】	取得	5	
小 計					1 0 0	
提案内容評価	実績	導入実績	地方公共団体で提案システムの導入実績 5 自治体以上：10 点 地方公共団体で提案システムの導入実績 1 自治体以上 5 自治体未満：8 点 地方自治体以外で提案システムの導入実績あり：6 点 地方自治体で提案システムと異なるシステムの導入実績あり：4 点 地方自治体以外で提案システムと異なるシステムの導入実績あり：2 点 導入実績なし：0 点	1 0		
			システム内容	認証の利便性	職員が生体認証を行う際スムーズに認証されるか 環境に左右されずに正確に認証を行うことができるか	3 0
				認証方法の種類	幅広い認証方法があるか	2 0
				誤検知等防止機能	例えば、顔認証において写真を利用したなりすましを防止する機能を有しているかなど	3 0
				セキュリティ	生体情報が利用する外付けの生体認証機器に残留しないか 生体認証サーバに保存されている生体情報のセキュリティは確保されているか	3 0
	更新作業	生体情報の登録	現行の生体認証システムから移行するにあたり必要となる生体情報の再登録について、セキュリティや精度を確保しつつ効率的に行う手段があるか	3 0		

		ソフトウェア配布	M 系クライアント端末にインストールするソフトウェアの配布について、効率的に行う手段があるか	20
		負担軽減	生体認証システム更新時に発生する全職員の生体情報登録やクライアント端末用ソフトウェアの配布において、本市の負担が軽減される提案がされているか	30
	運用保守	代替手段	例えば、外出先において環境光により顔認証が拒否されるといった状況において本市が利用できる代替手段が提案されているか	20
		ユーザー管理	職員への負担が少なく生体認証システムのユーザー情報を登録・変更・削除できるか。	40
		AD 連携	2 つのドメインサーバを 1 つの生体認証サーバ及び生体認証システムで管理・連携可能：40 点 2 つのドメインサーバを 2 つの生体認証サーバ及び生体認証システムでそれぞれ管理・連携（生体認証サーバ間の同期可）：30 点 2 つのドメインサーバを 2 つの生体認証サーバ及び生体認証システムでそれぞれ管理・連携（生体認証サーバ間の同期不可）：20 点	40
		平常時の保守体制	障害発生時を除く平常時の保守体制について評価する	20
		障害対応	障害発生時の連絡先や対応手順等が明確になっているか、また障害発生時の体制は十分か等について評価する	30
	追加提案	追加提案	追加提案について評価する。本市にとって魅力的であり、かつ追加費用のない提案があった場合は高く評価する	50
	ヒアリング評価 (2 次評価)	提案内容の適格性	提案内容について、書面を補う内容確認を行い、内容が適切であるか、信頼できるかを評価する	100
	小 計			500
	価格評価	コスト削減努力	見積の妥当性、コスト意識	400

小 計		4 0 0
総 計		1 0 0 0

芦屋市次期生体認証システム構築業務

提案方式スケジュール

手 続	日 時
(1) 公表	令和6年10月 1日（火）
(2) 質問受付期間	令和6年10月 1日（火）から 令和6年10月 8日（火）17時まで
(3) 質問回答期限	令和6年10月15日（火）17時まで
(4) 参加意思表明書提出期限	令和6年10月18日（金）17時まで
(5) 参加資格の有無の通知	令和6年10月25日（金）17時まで
(6) 企画提案書・見積書提出期間	令和6年10月25日（金）17時から 令和6年11月 1日（金）17時まで
(7) 1次評価結果通知	令和6年11月11日（月）17時まで
(8) 2次評価（ヒアリング）	令和6年11月18日（月） ※ ヒアリング実施順、予定時間は別途指定します。
(9) 最終結果通知	令和6年11月27日（水）17時以降
(10) 契約締結予定日	令和6年12月 2日（月）

公募型提案方式参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (2) 令和6・7年度芦屋市物件等競争入札参加資格を有すること。
- (3) 現に、又は契約締結日までに、本市の定める競争入札に係る指名停止基準（昭和61年芦屋市基準）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 芦屋市暴力団排除条例及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）、廃止前の和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）がなされていないこと。